

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年7月22日（令和7年（行情）諮問第834号）及び同月25日（同第841号及び同第842号）

答申日：令和8年7月10日（令和8年度（行情）答申第338号ないし同第340号）

事件名：特定文書の調整及び口頭了解に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

特定日時に行われた着岸検疫において下船を許可するに当たり検疫所長の了解を得る際に作成した文書の不開示決定（不存在）に関する件

特定文書の調整及び口頭了解に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月13日付け厚生労働省発感0313第20号、同月12日付け那検0312第1号及び同月11日付け浜検発0311第1号により厚生労働大臣、那覇検疫所長及び横浜検疫所長（以下、順に「処分庁1」又は「諮問庁」、「処分庁2」及び「処分庁3」といい、併せて「処分庁」という。）がそれぞれ行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（共通）

ア 令和7年3月13日付け厚生労働省発感0313第20号により「保有していることが確認できず、不開示」が決定された令和6年1月21日付け「厚生労働省発感1121第2号18頁から19頁 第

５－３－（２）－ウ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式」及び「厚生労働省発感１１２１第４号１８頁から１９頁第５－３－（２）－ウ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式」、「厚生労働省発感１１２１第６号１７頁第５－２－（２）－イ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式」はいずれも横浜検疫所長名で発行の２枚の「上陸許可について」（以下「上陸許可」と略す。）の発行にかかる決裁文書、及び「上陸許可について」とともに交付された審査請求人が知る限り４種類存在する「健康カード」（以下「健康カード」と略す。）の発行にかかる決裁文書を作成取得したことがないとされたため、令和７年２月１４日付けで厚生労働大臣に対し行政文書開示請求を行ったものである。

イ また、横浜検疫所長に対し同じ「上陸許可」の発行にかかる決裁文書、及び「健康カード」の発行にかかる決裁文書の開示を求めたところ、これまた同じく作成取得したことがないとし不開示となった。

そのため、令和７年２月７日付けで、令和６年１月２１日付け「厚生労働省発感１１２１第８号１９頁 第５－３－（２）－ウ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式」及び「厚生労働省発感１１２１第１１号１９頁 第５－３－（２）－ウ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式」、「厚生労働省発感１１２１第１４号１７頁 第５－２－（２）－イ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式」の行政文書の開示を求めたところ、令和７年３月１１日付け「浜検発感０３１１第１号」において、横浜検疫所では「保有していることが確認できない」ことを理由に不開示とされた。

ウ 今回、厚労省からも横浜検疫所からも「上陸許可について」「健康カード」の発行にかかる決裁文書もなければ、厚労省と横浜検疫所が、これらの文書作成のために行った調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式も「保有していることが確認できず、不開示」とされた。

しかしながら、ダイヤモンド・プリンセス号（以下「ＤＰ号」という。）からの乗客の下船前日である２０２０年２月１８日の「上陸許可証と健康カード」をめぐるやり取りについては、橋本岳元ＤＰ号現地対策本部長の著書『新型コロナウイルス感染症と対峙したダイヤモンド・プリンセス号の四週間』（日本公衆衛生協会、１０４頁）に詳しく書かれている。時間は明記されていないが「晩のリーダー会議」後の「船長ミーティング」時点で、「上陸許可証と健康カードはまだ本省からとどいておらず」「船長から催促を受け」「２３時半に船長に届けた」。「本省からさらに健康カードの修正をしたいので差し替えをもとめられ」、「差し替え版の健康カード

は翌朝（注 つまり下船日の２月１９日早朝）４時に本省から直接船長にメールされ、船側が印刷して各室に配布されることとなった」と、メールを含め書面のやり取りが確認でき、また、リーダー会議、船長ミーティング等複数の会議が行われていることが確認できる。

重要な会議や電話のやり取り、上司からの指示についてメモすら取ることがなく、メールのやり取りも残さないということで、業務執行ができるのであろうか。

まさか、「本省から直接船長にメール」した記録すらない（送付にあたっての、送り状すら書かず、差し替えの健康カードだけを貼付した、と言いつけることはあるまい。いかに緊急時であれ、メールにつける「かがみ文書」すらないことは日本政府を代表する厚生労働省から船長宛ての正式なメールとしてあり得ない）とすれば、橋本岳元現地対策本部長の著書さえ、臨時検疫官の任命をめぐる行政文書開示請求に対し、補足説明したように「記載は不正確である」

（２０２４年１２月１０日付け厚生労働省発感１１２０第５７号１３頁）と言うのか。

エ 一方、那覇港における「２０２０年特定月日特定時分Ａより行われた着岸検疫において、下船を許可するにあたり、『検疫所長の了解を得』（２０２４年１２月１０日付け、厚生労働省発感１２１０第６２号）るに際し、作成したメモ等書類一式」も、厚生労働省発感１２１０第６２号により下船許可の決裁文書を作成取得したことがないと「不開示」が決定されたため、令和７年２月７日付けで那覇検疫所長に対し行政文書開示請求を行ったものである。

これに対し２０２５年３月１２日付け「那検０３１２第１号」において、メモ等書類すら那覇検疫所では「事務処理上作成または取得したことがなく、実際に保有していない」として不開示とされた。

このように「上陸許可について」「健康カード」の発行にかかる文書作成のために行った、厚労省と横浜検疫所これらの調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式は「保有していることが確認できず、不開示」とされ、那覇検疫所の下船を許可するにあたり、検疫所長の了解を得るに際し、作成したメモ等書類一式は「事務処理上作成したことがない」とそれぞれ、作成の有無について理由は違うが、不開示とされた。

那覇検疫所の決定理由は「作成したことがない」としているが、厚生労働省と横浜検疫所は「作成したことがない」とは言い切らず作成の有無には触れていない。

さすがに、上陸許可所等について、厚生労働省と横浜検疫所間において相当時間をかけての調整が行われたはずであり、「ウ」に記述

したが、メールのやり取りを含め、その一切のメモ等を作成したこともないとは、言いにくかったのかもしれないが、これら重要な書類をいかに緊急事態下とはいえ、作成もしなかったとか、作成したものを廃棄し、保有していないとは信じられない。

オ 審査請求人はこの間の行政文書開示請求などにおいて（原文ママ）、日本の新型コロナ禍においてD P号における大規模集団感染事故の検証は極めて重要であり、今後、かならずや引き起こされるであろう新型コロナウイルスへの対策においても不可欠なものであることを訴えてきた。

しかしながら、D P号における集団感染事故の出口ともいえる上陸（下船）時に配布された唯一の公文書にかかる決裁文書もなければ、厚労省と横浜検疫所が、これらの文書作成のために行った調整及び口頭了解にかかるメモ等一切の書類が、作成したこともなければ、取得したこともないとされた。現役の検疫所長の英文の署名まで記載した書類が「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録」（公文書等の管理に関する法律1条）である公文書でなければ、何をもって公文書とするのであろうか。

同じく、沖縄における新型コロナの最初の感染者、D P号由来で日本「国内に常在しない感染症の病原体」である新型コロナの「国内に侵入すること」を許すこととなった、D P号からの下船を許可するにあたっての検疫所長の了解も、決裁書も了解を得るに際し、作成したメモ等書類一式も作成取得したことがないとしている。

カ 「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」（同4条）求められているが、決裁文書もない、文書作成のために行った調整及び口頭了解にかかるメモ等一切の書類がない、了解を得るに際し、作成したメモ等書類とすれば、どうやって「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する」のか。

1000名ものD P号の下船者が2週間ものいわゆる「船内隔離」の後に得た「上陸許可」「健康カード」はいったいなにだったのかこの「上陸許可」「健康カード」は天から降って下りたというのか。

新型コロナの「国内に侵入すること」を許すこととなった下船の判断は那覇検疫所長の独断でなかったことをどう明らかにするのか。

キ （略）

「公文書は日本国の証し」である。

ク （略）

このように、感染症の専門家はもとよりメディアを含め多くの国民は、新型コロナ対応の検証を求めている。

日本の新型コロナ対策、そして、その極初期に起こったD P号での集団感染事故の検証は、次なるパンデミックへの「処方箋」となるものであり、きわめて重要なものである。

ケ (略)

このように、新型コロナ対応の資料の適切な保全・継承が重要であるにもかかわらず、審査請求人が関係資料の公開されていないためにやむを得ず行った行政文書開示請求において「不存在」を理由とする「不開示」が連発されていることは新型コロナ対応を行政文書の管理における「歴史的緊急事態」に決定した日本政府の決定の趣旨に反するものと厳しく批判されなければならない。

コ これらの文書作成のために行った決裁文書もなければ、これらの文書作成のための調整及び口頭了解にかかるメモ等一切の書類が、作成したこともなければ、取得したこともなければ、どうやって「事務処理」を行ったというのか。たとえ、新型コロナ禍の厚生労働省の言う「特殊な状況下」とはいえ、このような重要な書類作成のためのやり取りにおいて、一切メモすら取らなかったなどということは考えられない。

まして厚生労働省の主張する「一般的な上陸許可の際には作成していない文書を作成・交付」するのであるから、その手続きは慎重かつ厳密でなければならない。

また「迅速な対応が求められる特殊な状況の下」と、時間がなかった旨を厚生労働省は主張するが、2月3日の横浜での再検疫から、2月19日の乗船者の上陸（下船）開始まで、2週間以上あったのであり、時間がなかったなどと言う、子供の言い訳のような主張が通るならば、繁忙を極める中央省庁の業務において、一切の決裁文書の作成や文書作成のための調整及び口頭了解にかかるメモ等は作成されないことになる。まさに、厚生労働省の行政文書に対する意識が問われているのである。

「関係部署の書庫や共有フォルダなどを改めた探索したが」「該当する文書は発見されなかった」とする定型文で不存在、不開示とするのではなく、「ウ」において具体的に文書の存在を指摘した事項を含め、改めて審査請求人の求めるすべての行政文書の開示を求める。

(2) 意見書 (共通)

ア 令和7年(行情)諮問第834号及び842号は、いずれも横浜検疫所長名で発行の2枚の「上陸許可について」、及びこの「上陸許可」とともに交付された審査請求人が知る限り4種類存在する「健康カード」に関するものである。厚生労働省と横浜検疫所はこれらにかかる

決裁文書を作成取得したこともなく、厚労省と横浜検疫所がこれらの文書作成のために行った調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式も保有していないとした。

イ 令和7年（行情）諮問第841号は、那覇港における「2020年特定月日特定時分Aより行われた着岸検疫において、下船を許可するにあたり、『検疫所長の了解を得』（2024年12月10日付け、厚生労働省発感1210第62号）」たことに関するものである。那覇検疫所はこの許可にあたり決裁文書を作成取得したこともなく、了解を得るに際し作成したメモ等書類一式も作成、保有していないとした。

ウ 「上陸許可「健康カード」の発行にかかる文書作成のために行った厚労省と横浜検疫所の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式について、厚生労働省発感0313第20号、浜検発感0311第1号では「保有していることが確認できず、不開示」とされ、メモ等書類一式の作成の有無について触れられていない。今回の理由説明書では「対応を協議し、口頭での了解を得て進められていた」と、「口頭」を強調することにより、作成していないことを強調しているように思われる。作成していないのなら、「イ」の那覇検疫所のように作成したか、しなかったのか明確に断じるべきである。

エ 上陸許可等について（原文ママ）、厚労省と横浜検疫所間において相当時間をかけての調整が行われたはずであり、当然何らかの形でメモ等書類一式は存在するはずで、このことが「作成していない」と断ぜず、「ウ」に述べたあいまいな記述になっているのではないだろうか。

オ 審査請求人は、橋本岳元DP号現地対策本部長の著書『新型コロナウイルス感染症と対峙したダイヤモンド・プリンセス号の四週間』（日本公衆衛生協会、104頁）に書かれている「上陸許可証と健康カードはまだ本省からとどいておらず」「船長から催促を受け」2月18日「23時半に船長に届けた」。「本省からさらに健康カードの修正をしたいので差し替えをもとめられ」、「差し替え版の健康カードは翌朝（下船日の2月19日早朝）4時に本省から直接船長にメールされ、船側が印刷して各室に配布されることとなった」との記述をもとに、令和7年4月21日このメールの行政文書開示を求めた。その結果、令和7年6月20日厚生労働省発感0620第7号で一部開示（資料1、2（略））された。

ここでは、2月19日特定時分B、特定個人C氏から宛先黒塗りのもの（本文にキャプテンとあるからキャプテン宛）へ、特定時分D特定個人C氏からダイヤモンド・キャプテンへ、特定時分Eのものは特定個人F氏が発信者で、送信先が特定個人C氏及びキャプテン

とあるからD P号の特定船長の2人に宛てたもので、C CでD P号に乗船していた特定個人G氏、特定個人H横浜検疫所長等大勢の関係者に送られている。いずれも「改定通知（厚生労働省）」が表題となっている。添付ファイルとして和文の「差替え」が記載された健康カードと、「差替え」のない英文の健康カードが添えられている。本文は「検査で陰性となり、下船される乗客の皆様への改訂版通知を添付いたします。1 ページ目は日本語、2 ページ目は英語、3 ページ目は連絡先情報です。下船される乗客の皆様にお渡しください。昨日、下船リストから除外された添付ファイルの乗客の皆様には、お渡ししないようご注意ください」（仮訳 資料3（略））とある。

また、船長から返信の「連絡先詳細フォームの収集方法についてご教示ください。最初の2 ページは昨日キャビンに送付済みですが、追加のページ、つまり連絡先シートのみを印刷することは可能でしょうか？」（仮訳 資料3（略））がある。

カ このように、2020年2月19日からの乗客の下船時に配布する「上陸許可」と「健康カード」について「改定通知（厚生労働省）」が船長はじめ、横浜検疫所長、D P号船内の現地対策本部における事務方トップの特定個人G氏らと情報共有されている。「健康カード」をめぐっては、2020年2月18日と19日以降に3枚と都合4種類の「健康カード」がある（資料4（略））。

船長からの返信で「最初の2 ページは昨日（つまり18日）キャビンに送付済み」だから「連絡先シートのみ」の配布でいいのかを問うもので、この「最初の2 ページ」が令和7年6月20日厚生労働省発感0620第7号で一部開示されたものを指すなら（当然そうだと思うが）、船長の問い合わせの意図がよくわからない（2月18日には「最初の2 ページ」とは違う「健康カード」が配られていた）のだが、それはさておき、厚生労働省が公開した2020年2月19日特定時Iに船長宛てに送ったメール以外にも、船長、特定個人G氏、特定個人H横浜検疫所長等大勢の関係者と情報共有、調整していたことが容易に分かる。

キ 「オ」に書いたが橋本岳元D P号現地対策本部長の著書では、2月18日に時間は明記されていないが「晩のリーダー会議」後の「船長ミーティング」時点で、「上陸許可証と健康カードはまだ本省からとどいておらず」「船長から催促を受け」「23時半に船長に届けた」とあり、頻繁に本省（厚労省）、船内でのリーダー会議、船長ミーティングと意思疎通していたことが記載されている。そのころはD P号船内のインターネット環境も大幅に改善されており、そのインターネ

ットを利用できる環境を活用して船外、船内とのやり取りをしていたことは当然だろう。

先にも述べたように、今回の理由説明書では「対応を協議し、口頭での了解を得て進められていた」とされているが、検疫下に置かれている船舶に、検疫官以外のものが乗下船できることはなく、まさか対面で口頭でのやり取り（その場合でもメモは残る）ができることもなく、電話を使って複数のものと対応を協議できることも困難であり、メールでのやり取りを行ったと考えるのが当然である。まして自由に乗下船できることのない検疫下のD P号に、厚労省にいる者と乗船している者が情報共有するにあたって、メールを使用しないことはあり得ない。船長を始め乗員、船室に「船内隔離」状態にある乗客に直接対応、矢面に立つのはD P号に乗船していた厚労省関係者であり、それらの者を除いて「対応を協議し、口頭での了解を得て進められていた」ことは考えられない。

私が求めた厚労省と横浜検疫所が「上陸許可」と「健康カード」作成のために行った調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式のうち、「健康カード」配布にあたって厚労省、船内、船長と調整や口頭了解していた一つの文書の存在は明らかになった。

厚生労働省が私が求めている「メモ等書類一式」が全くない（「全くない」ことはこの一部開示で「全くない」ことはないことが明らかになった）とさらに強弁するなら、D P号船長、横浜検疫所・検疫所長、特定個人G氏らとのメールに加え、神奈川県、横浜市、国土交通省等、D P号にかかわる厚生労働省からのメールの存在を問うことも考えなければならなくなってくる。

ク 「ウ」に記載したが、「上陸許可」と「健康カード」作成のために行った調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式について、文書は一切作成したことはないと厚労省が断言しなかったのは、メールのやり取りを含め、その一切のメモ等を作成したこともないなど、これら重要な書類をいかに緊急事態下とはいえ、作成もしなかったとは到底言えなかったのではないか。また、そうやって作成したものを廃棄し、現在、保有していないとは信じられない。

ケ 審査請求人は「厚生労働省発感0313第20号、浜検発感0311第1号、那検発感0312第1号による行政文書不開示決定審査請求の趣旨及び理由（令和7年4月21日）」の最後（上記（1）コ）において、「『関係部署の書庫や共有フォルダなどを改めた探索したが』『該当する文書は発見されなかった』とする定型文で不存在、不開示とするのではなく、「ウ」（注 4月21日趣旨及び理由の）において具体的に文書の存在を指摘した事項を含め、改めて審査請求人

の求めるすべての行政文書の開示を求める」としたが、ここで指摘した文書が、別に行った行政文書開示の令和7年6月20日厚生労働省発感0620第7号において開示され、現に、「健康カード」にかかる1通のメールの存在は明らかとなっている。

コ 橋本岳元DP号現地対策本部長の著書において、内容から時間まで明示されたものを「関係部署の書庫や共有フォルダなどを改めた探索したが」「該当する文書は発見されなかった」とは言えなかったとはいえ、このメールに至るまでの間に他の文書が当然存在することは容易に想像される。百歩譲ってこれらの「決裁文書」は作成していない（これはこれで、行政執行のあり方として別の問題をはらんでいるが）としても、調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式がこのメール1本以外は一切ないことはあり得ない。

サ 2025年6月5日大阪地裁は、2020年に配布された通称「アベノマスク」にかかわる行政文書開示をめぐる裁判において、「交渉経緯などは上司への報告や後日説明を求められたときのために、繁忙状況を考慮したとしても作成していたのが自然であり、一切作成していないとは考え難い」と指摘したと伝えられる。さらに、不開示決定は「電子メールや簡易な文書は存在していたと認められ、情報公開請求の際に文書の存否（存在するか否か）の確認もなく一律に不存在としたもの」とも伝えている（2025年6月5日特定テレビ 資料5（略））。

横浜港における「上陸許可証」も「健康カード」、那覇港における下船の許可も「上司への報告や後日説明を求められたときのために、繁忙状況を考慮したとしても作成していたのが自然であり、一切作成していないとは考え難く、今回の一連の不開示決定は「電子メールや簡易な文書は存在していたと認められ、情報公開請求の際に文書の存否（存在するか否か）の確認もなく一律に不存在としたもの」ではないだろうか。

情報公開・個人情報保護審査会の賢明なご判断を請う。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（令和7年（行情）諮問第834号に係るもの）

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、開示請求者として、令和7年2月14日付け（同月17日受付）で処分庁1に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書1に係る開示請求をした。

イ これに対して、処分庁1が令和7年3月13日付け厚生労働省発感0313第20号により原処分1を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年4月21日付け（同月22日受付）で本件審査

請求をした。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分1は妥当であり、棄却すべきである。

(3) 理由

ア 原処分1の妥当性について

本件は、2020年のDP号の検疫対応時、乗客等へ配布した「検疫法第5条第1号に基づく上陸許可について」及び「健康カード」の作成過程で行った調整や口頭了解にかかるメモ等書類一式の開示を求めたものである。

審査請求人は、これらの文書作成のために行った決裁文書もなければ、調整及び口頭了解にかかるメモ等一切の書類を取得したこともないとされているが、どうやって「事務処理」を行ったというのか。たとえ、新型コロナ禍の厚生労働省の言う「特殊な状況下」とはいえ、このような重要な書類作成のためのやり取りにおいて、一切メモすら取らなかったなどと言うことは考えられないと主張している。

「検疫法第5条第1号に基づく上陸許可について」及び「健康カード」の作成については、当時のDP号における新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、迅速な対応が求められていたことから、厚生労働省及び横浜検疫所で対応を協議し、口頭での了解を得て進めていた状況にあった。

また、本件審査請求を受けて、関係部署の書庫や共有フォルダ等を改めて探索したが、本件対象文書に該当する文書は発見されなかった。

このため厚生労働省において、本件に該当する文書は作成、保有しておらず不開示決定は妥当であったと考える。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「文書作成のために行った決裁文書もなければ、調整及び口頭了解にかかるメモ等一切の書類を取得したこともないとされているが、どうやって「事務処理」を行ったというのか。たとえ、新型コロナ禍の厚生労働省の言う「特殊な状況下」とはいえ、このような重要な書類作成のためのやり取りにおいて、一切メモすら取らなかったなどと言うことは考えられない」と主張するが、原処分1の妥当性については、上記アで示したとおりであるため、その主張は失当である。

(4) 結論

よって、本件審査請求については、処分1は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないことから、原処分1は妥当であり、棄却すべきである。

2 原処分2（令和7年（行情）諮問第841号に係るもの）

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、開示請求者として、令和7年2月7日付け（同月12日受付）で処分庁2に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書2の開示請求をした。

イ これに対して、処分庁2が令和7年3月12日付け那検0312第1号により原処分2を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年4月21日付け（同月22日受付）で本件審査請求をした。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分2は妥当であり、棄却すべきである。

（3）理由

ア 原処分2の妥当性について

本件は、2020年のDP号の検疫対応時、乗客等を下船させるための検疫所長の了解を得るに際し、作製したメモ等書類一式の開示を求めたものである。

審査請求人は、審査請求書において、「特殊な状況下とはいえ、重要な対応にかかる書類等を作成せず、作成した文書を削除し保有もしていないとは信じられない。」旨を主張している。

この点、DP号からの下船にかかる当時の状況も踏まえ、「検疫法5条第3号（注：現在は4号）」による上陸許可を行ったものであり、メモ等文書の作成を行っていない。

また、本件審査請求を受けて、関係部署の書庫や共有フォルダ等を改めて探索したが、本件対象文書2に該当する文書は発見されなかった。

このため、処分庁2において、本件に該当する文書は作成、保有しておらず不開示決定は妥当である。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「これら重要な書類をいかに緊急事態下とはいえ、作成もしなかったとか、作成した者を廃棄し、保有していないとは信じられない。」旨を主張するが、原処分2の妥当性については、上記アで示したとおりであるため、請求人の主張は失当である。

（4）結論

よって、本件審査請求については、処分庁2は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないことから、原処分2は妥当であり、棄却すべきである。

3 原処分3（令和7年（行情）諮問第842号に係るもの）

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、開示請求者として、令和 7 年 2 月 7 日付け（同月 12 日受付）で処分庁 3 に対して、法 3 条の規定に基づき、本件対象文書 3 に係る開示請求をした。

イ これに対して、処分庁 3 が令和 7 年 3 月 11 日付け浜検発 0311 第 1 号により原処分 3 を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年 4 月 21 日付け（同月 22 日受付）で本件審査請求をした。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求については、処分庁 3 は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないことから、原処分 3 は妥当であり、棄却すべきである。

（3）理由

上記 1（3）と同旨。ただし、「原処分 1」を「原処分 3」と読み替える。

（4）結論

よって、本件審査請求については、処分庁 3 は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないことから、原処分 3 は妥当であり、棄却すべきである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------------|---|
| ① 令和 7 年 7 月 22 日 | 諮問の受理（令和 7 年（行情）諮問第 834 号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月 25 日 | 諮問の受理（令和 7 年（行情）諮問第 841 号及び同第 842 号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ 同年 9 月 3 日 | 審査請求人から意見書を収受（令和 7 年（行情）諮問第 834 号、同第 841 号及び同第 842 号） |
| ⑥ 同年 12 月 22 日 | 審議（同上） |
| ⑦ 令和 8 年 1 月 19 日 | 審議（同上） |
| ⑧ 同年 7 月 3 日 | 令和 7 年（行情）諮問第 834 号、同第 841 号及び同第 842 号の併合並びに審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないとして、

不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を維持するのが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書1及び本件対象文書3の保有の有無について

(1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、「上陸許可について」や「健康カード」作成のための調整及び口頭了解に係るメモ等一切の書類の作成、取得がされなければ、どうやって「事務処理」を行ったのか不明であり、たとえ、新型コロナ禍の「特殊な状況下」といえ、このような重要な書類作成のためのやり取りにおいて、一切メモすら取らなかったなどということは考えられない旨主張する。

(2) この点について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足説明をさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 検疫法5条1号に基づく上陸許可証や健康カードを発行するに当たり、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課（現在の企画・検疫課）と横浜検疫所において、電話による口頭でのやりとりにより調整が行われたことは当時の関係者に確認している。また、調整中のメールがないか担当課室のフォルダを探索したが、該当メールを確認できなかったことから、調整のための文書の作成は行われていなかったものと認識している。

イ また、検疫法5条1号に基づく上陸許可証や健康カードを発行するに当たり、横浜検疫所長の口頭了解を得るための判断に必要な情報は、現場の検疫官から口頭で報告を受け、取得したものであり、文書により取得していない。

ウ なお、審査請求人が「別に行った行政文書開示の令和7年6月20日厚生労働省発感0620第7号において開示され、現に、「健康カード」にかかる1通のメールの存在は明らかとなっている」と主張している点について、当該メールは、この時点で既に作成済みであった健康カードの内容説明や、回収方法に関する照会が行われた内容であるため、「健康カード」を発行するに当たり調整を行うための書類ではない。

(3) 諮問庁の説明（上記(2)）については、その事実関係に係る説明内容を覆す事情は認められず、また、その他に本件対象文書1及び本件対象文書3の存在をうかがわせる事情も認められないことから、当該説明は是認せざるを得ない。また、文書の探索範囲等（上記第3の1(3)及び3(3)）についても不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省及び横浜検疫所において、本件対象文書1及び本件対象文書3を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書2の保有の有無について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、新型コロナ禍の厚生労働省のいう「特殊な状況下」とはいえ、重要な対応に係る書類等を作成していないとは考えられない旨、主張している。

(2) この点について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足説明をさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 令和6年度（行情）答申第522号の第5の2（1）において、「検疫法5条3号（注：現在は4号）による上陸許可を行ったものである。当該許可は検疫所長の了解を得て行ったものであり、決裁文書は作成していない。」と説明していたが、改めて確認したところ、正しくは「検疫法5条1号の規定に基づく上陸許可を行った」である。

当時の説明に誤りが生じた理由は、検疫法5条3号に関する内部での知識整理および法解釈の共有が十分でなかったことにある。その結果、上陸許可の判断主体に関する認識に齟齬が生じ、誤った説明を行ってしまったが、事務的な確認不足によるものであり、意図的なものではない。

イ 検疫法5条1号の規定に基づく上陸に際し、那覇検疫所長は、当該検疫に当たり客船ターミナルで直接検疫官の指揮を執っていたところ、現場において検疫官の口頭報告を受けて、検疫感染症の病原体に汚染していないことについての確認をした上で、乗員・乗客を上陸させていたものであり、那覇検疫所長は、その判断をするための情報を文書により取得していない。

ウ なお、上陸の許可を判断するに当たり、那覇検疫所と厚生労働省本省間で調整等は行われていない。横浜検疫所と厚生労働省でやりとりが行われたのは、横浜港到着前に、香港で下船した乗客が新型コロナウイルスに感染していることをIHR（国際保健規則）通報により把握し、調整を行う必要があったためである。通常、検疫法5条1号の規定に基づく上陸の際、検疫所と厚生労働省間でやりとりを行うことはない。

(3) 諮問庁の説明（上記（2））については、その事実関係に係る説明内容を覆す事情は認められず、また、その他に本件対象文書2の存在をうかがわせる事情も認められないことから、当該説明は是認せざるを得ない。また、文書の探索範囲等（上記第3の2（3））についても不十分とは言えない。

したがって、那覇検疫所において、本件対象文書2を保有しているとは認められない。

4 審査請求のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左

右するものではない。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、厚生労働省において本件対象文書 1 を、那覇検疫所において本件対象文書 2 を、横浜検疫所において本件対象文書 3 を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

本件対象文書

(1) 本件対象文書1 (令和7年(行情)諮問第834号)

ア 厚生労働省発感1121第2号 18頁～19頁 第5-3-(2)

ーウ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式

イ 同4号 18頁～19頁 第5-3-(2)ーウ記載の調整及び口頭了解にかかる書類一式

ウ 同6号 第5-2-(2)ーイ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式(17頁)

(2) 本件対象文書2 (令和7年(行情)諮問第841号)

2020年特定月日特定時間Aより行われた着岸検疫において、下船を許可するにあたり「検疫所長の了解を得」(厚生労働省発感1210第62号)るに際し、作製したメモ等書類一式

(3) 本件対象文書3 (令和7年(行情)諮問第842号)

ア 厚生労働省発感1121第8号 第5-3-(2)ーウ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式(19頁)

イ 同11号 第5-3-(2)ーウ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式(19頁)

ウ 同14号 第5-2-(2)ーイ記載の調整及び口頭了解にかかるメモ等書類一式(17頁)